

訪問看護ステーション茶町運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、静岡県厚生農業協同組合連合会が設置する訪問看護ステーション茶町（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的としています。

(運営の方針)

第2条

- (1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- (2) ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。
- (3) ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、統合的なサービスの提供に努めます。

(事業の運営)

第3条

- (1) ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行います。
- (2) ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行いません。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りです。

所在地 : 420-0005 静岡市葵区北番町66-1
介護保険事業所 : 訪問看護ステーション茶町
番号 : 2264190089
連絡先 : 652-4611

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 3名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて配置する。
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（リハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は静岡県厚生農業協同組合連合会就業規則に準じて定めたものです。

(1)営業日：月曜日から土曜日（第2・4・5土曜日、国民の祝日、年末年始[12月30日～1月3日]、その他理事長の定めた日、開院記念日を除く）までとする。

(2)営業時間：8：30から17：00、但し土曜日は12：30までとする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次の通りです。

(1)利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。

(2)利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応します。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次の通りです。

(1)清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2)診療の補助

病状観察、褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3)リハビリテーションに関すること。

(4)家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第9条

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

事故が発生した場合には、市や家族等に速やかに連絡を行います。

(利用料等)

第10条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づく訪問看護を提供する場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は全額利用者の自己負担とする。

(通常業務を実施する地域)

第11条 ステーションが通常事業を行う地域は、静岡市葵区、駿河区とする。

(サービスの中止)

第12条 天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

(守秘義務)

第13条 個人情報保護に関する内容

(1)訪問看護にあたる職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密をもらしてはならない。退職後も同様です。

(虐待防止のための措置)

第14条 虐待防止に関する内容は次のものとする

- (1)看護師等は訪問看護実施中に、利用者の虐待、その他利用者家族への虐待発見時には、速やかに主治医・担当の介護支援相談員に報告し、適切な処置を行うものとします。
- (2)日常の虐待防止・早期発見のために、ステーション内で情報共有のための話し合いを定期的に行い、対処方法について検討します。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第15条

利用者または、他の利用者等の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとします。

(業務継続計画の策定等)

第16条

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画をします。

(その他運営についての留意事項)

第17条

- (1)ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。
- (2)ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

令和 6年6月1日改定施行